

○ 西いぶり広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合職員の給与に関する条例（平成 12 年条例第 19 号）の規定に基づき、別に定める場合を除き、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する事項を定めることを目的とする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 61 年室蘭市規則第 14 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。